



【CWSクラブ規約】

クラブの設立趣旨

当CWSクラブは自転車の啓蒙・普及、会員相互の親睦を深める事を第一の目的としています。

クラブの所在地

CWSクラブはサイクルショップCWS（サイクルワークステーション）吉祥寺店にCWSクラブ事務局を置く。

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-11-19-1F サイクルワークステーション 内 CWS クラブ

Tel 0422-28-7786 Fax 0422-22-6811 <http://www.c-w-s.co.jp>

入会・継続・退会

CWSショップにて加入・継続手続きを受け付けています。入会・継続手続きが完了次第、保険が適用されます。CWSクラブ入会に伴う入会金はありません。中途の退会についてはCWSクラブ会長まで退会の旨を連絡してください。中途退会に伴うクラブ会費の返還はされませんが、自転車保険は **11月11日**まで有効となります。万が一、期間中の事故が発生した場合は契約保険会社の あいおい損害保険(株)代理店マキシム保険 に連絡をしてください。

会員期間

11月11日から翌年11月11日まで。(注：保険契約の都合により途中入会の場合も最初に訪れる11月11日で会員期間・保険は終了となります。)

クラブ会費

4,500 円 (団体自転車保険料 個人型 **2,490** 円が含まれます)

6,300 円 (団体自転車保険料 家族型 **4,230** 円が含まれます)

※ 加入される保険の種類によって年会費が異なります。(個人型・家族型)

役員

クラブの円滑な活動の為に理事会を設置し、協議・運営します。理事は会員の中から全会員数の1割程度以上を選出しCWSクラブのまとめ役として会長を1名理事会において選出します。会長・理事の任期は会員と同じ11月11日から翌年11月10日迄とします。必要に応じて、会計、事務局、レース、ツーリング等の委員を選出します。途中入会の場合もクラブの活動に興味のある方は参加をお待ちしています。また、良い企画がありましたら迷わず申し出てください。企画実行に向けて理事会で検討させていただきます。

会計報告

会計報告は会期の終了する11月11日以降の直近の日曜日に理事会を開催の上、会計報告書を作成し、会報（ホイールズビュー）と共に会員に送付します。

【会報「ホイールズビュー」について】

クラブでは「ホイールズビュー」という会報を毎月1回発行しています。ツーリング、レースレポートを中心に様々なバイシクルライフ、各会員が興味あることを紹介しています。CWSクラブは各クラブメンバーが主役です。各メンバーのモラルと責任によってクラブライフをエンジョイしてください。

【自転車保険のご案内】

CWSクラブ入会・更新手続き、入金共に完了後、保険会社に保険金を支払った時点で、自転車保険に加入したことになります。(契約期間内) **次年度からはスタンダード傷害保険として CWS クラブ会長を代表とする個人契約**となります。入会・更新希望の方は、**平成22年10月26日(火)まで**にお支払とお申込をお願いします。途中入会者共に保険成立日は傷害保険被保険者証のコピー(会長保管)を送付します。CWSクラブでは、安全で楽しく自転車ライフを過ごしていただく為、自転車に関係する万が一の事故に備え、**クラブ入会の条件として自転車保険**に入ってください。CWSクラブの自転車保険のみ、及び、クラブ入会のみの手続きはできません。以下 自転車保険の要旨です。ご希望の方には約款のコピーを送付します。

【保険金額と年間保険料】(中学生は約款により入院日額のみが1,500円になります。)

- 個人型 1年契約 《障害》 死亡・後遺障害 10,000千円 入院日額 2,000円 通院日額 1000円
《賠償責任》 (自己負担なし) 20,000千円 《年間保険料》 2,490円
- 家族型 1年契約 《障害》 死亡・後遺障害 10,000千円 入院日額 2,000円 通院日額 1,000円
その他親族は6,000千円 1,600円 1,000円
《賠償責任》 (自己負担なし) 20,000千円 《年間保険料》 4,230円

◆こんな事故の時に保険料が支払われます

《傷害事故》日本国内において自転車に搭乗中等、偶然な事故によって運転者（本人）が傷害を被った場合に保険金が支払われます。ただし申し込みのご個人型本人または家族型に記載された方のみが補償の対象となります。

《賠償事故》日本国内において本人及びその家族の方が自転車に搭乗中等が原因で他人にけがをさせ、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負わされた時に保険金が支払われます。（ご家族の賠償事故も対象となります）

<補足説明> 「被保険者が自転車に乗っている間の事故」、「自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故」に限り保険金が支払われます。

《示談交渉》この保険には示談交渉は含まれておりません。よって事故の場合の示談交渉は当該者間で行なってください。

◆支払われる保険金

《ケガの場合》

- (1) 死亡保険金・・・事故の日から 180 日以内にケガの為死亡した場合、死亡・後遺傷害保険金額の全額（1,000 万円）が支払われます。
- (2) 後遺障害保険金・・・事故の日から 180 日以内にケガの為後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%が支払われます。
- (3) 入院保険金・・・ケガにより医師の指示にもとづき入院した場合、その入院日数 1 日につき 2000 円が支払われます。（事故の日から 180 日限度）
- (4) 手術保険金・・・ケガの治療のために事故発生の日からその日を含めて保険金支払い対象期間内に手術を受けた場合、入院日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額が支払われます。（1 事故に 1 回の手術に限る。2 以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じる。）
- (5) 通院保険金・・・ケガにより医師の治療を受けたとき、平常の生活又は仕事ができるようになるまでの通院（往診を含む）日数及び平常の生活又は通学ができないと認められる治療日数 1 日につき通院保険金 1000 円が支払われます。ただし、入院保険金と重複しては支払えません。（支払い期間は事故の日から 180 日を限度として最高 90 日分まで）

☆ これらの保険金は生命保険や健康保険・労災保険・加害者からの賠償金などとは関係なしに支払われます。

☆ (1) と (2) の保険金は重複して支払われますがすべてを合計して保険期間を通じ死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

《賠償責任を負わされた場合》

被害者から法律上の損害賠償請求を受けた時、次のものが保険金支払いの対象となります。

1. 損害賠償金
 2. 応急手当・護送費用
 3. 訴訟費用
 4. 弁護士費用
- 3 および 4 は対象外です。

☆ 賠償金額の決定に当たっては、事前に保険会社の承認が必要です。

☆ 1 回の事故による損害のうち、1000 円は保険者が負担していただきます。

☆ 1 回の事故について損害賠償金の支払いは保険金額を限度とするが回数は無制限。

◆ 事故をおこしたら・・・

事故にあったら事故日より 30 日以内に事故の日時・状況・傷害の程度を下記取扱い代理店へ一報の上、書面により通知してください。通知が遅れ、事前に保険会社の承認が無く、損害賠償金を支払った場合は、保険金の支払いを受けられない場合があります。

《保険取扱い代理店》 〒121-0011 東京都足立区中央本町 3-9-24

あいおい損保保険㈱ 代理店 マキシム保険株式会社 渡辺 実

TEL 03-3880-6092 FAX 03-3880-6093

入会および更新の方は平成 22 年 10 月 26 日（火）までにお支払とお申込をお願いします。

CWS クラブへの加入は、郵便局の備え付け用紙にて下記口座に送金してください。

口座番号 10000-92562691

加入者名 大槻正哉

（大槻は CWS の社員で CWS クラブの窓口を担当しています）

金額 4,500 円（個人型保険の方）、6,300 円（家族型保険の方）

「CWS CLUB メンバー申込書」と送金時に郵便局で受け取った「払込金受領書」を添えて CWS 吉祥寺店 寺村店長 宛て 郵送してください。

後日 CWS クラブより 会員証を発行します。